

令和2年（ワ）第6225号，第31962号

六ヶ所再処理工場運転差止請求事件

原告 岩田雅一 外238名

被告 日本原燃株式会社

準備書面3

2021年7月29日

東京地方裁判所民事第37部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 河 合 弘 之
ほか

本書面では，命をつなぐ権利についての主張を行う。

目次

1 命をつなぐ権利とは	2
2 生命・身体に関する人格権・平穏生活権との関係	2
3 幸福追求権の内容	4
(1) 個人史と命のつながり・社会の持続可能性	4
(2) 人類史と命のつながり・持続可能性	5
(3) ドゥームズデイ・シナリオと不妊のシナリオが示す「自己利益」	6
(4) 将来世代への配慮という世代間倫理	7
(5) 放射性廃棄物処分場と次世代への責任	9

4	被告らによる命をつなぐ権利の侵害.....	11
	(1) 処理能力を超えた危険な廃棄物を産み出すこと	11
	(2) 世代間不公平	13
	(3) 現世代における地域間の不公正	14
	(4) 持続可能性を欠くこと	14
	(5) 命をつなぐ権利の侵害	16
5	次世代の権利との関係.....	18
6	最後に～原告ら宗教者における命をつなぐ思いについて.....	19

1 命をつなぐ権利とは

原告らが主張する「命をつなぐ権利」は、憲法13条の人格権としての幸福追求権の1つである。自分の世代では処理できない極めて危険な放射性廃棄物（再処理工場では、さまざまな放射性廃棄物が生み出されるが、本訴訟との関係では、再処理工程から出る高レベル放射性廃棄物に焦点をあてる）を被告は人工的に大量に生み出す。しかし、その行き場もないまま期限不明のまま「当面」蓄積し保管する。仮に最終処分場が決まった暁には、短くとも1万年から10万年、長ければ20万年から100万年（甲17）とも言われる気が遠くなる期間、「最終処分」という名のもとで深地下に埋設処分させる。これらの被告の行為が、原告らの幸福追求権を侵害することを根拠として、人格権に基づく差止を請求するものである。

2 生命・身体に関する人格権・平穏生活権との関係

人格権（生命・健康）に対する具体的危険性に対する差止請求権は、生命・身

体に対する放射性廃棄物から放出される放射線等による住民らの生命・身体への侵害の具体的危険が要件となる。また、人格権としての平穩生活権は、生命・身体に対する不合理な危険（リスク）による生活上の継続的な精神的不安（精神的人格利益）を法的保護利益とする。仮に人格権侵害の切迫した具体的危険がなくても、人格権侵害の不合理なリスクがある場合には、平穩生活権に対する侵害として差止請求が認められるべきものである。

生命・健康に関する人格権に基づく差止請求権の成否に関する基本的な争点は、生命・健康への「具体的」あるいは「切迫した」危険性の立証に絞られる。民事の原発差止訴訟の多くが主としてこの点をめぐって争われている。

また平穩生活権については、人格権本体に対する具体的危険がなくても、原発事故のおそれという不合理なリスクによって、生命・健康が害される生活上の不安という人格的利益が侵害されて平穩な生活が奪われる場合、人格権侵害による差止ができるとするものである。そこでは、その権利性と受忍限度を超える違法性があるかどうか争点となりうる。

それに対して、命をつなぐ権利は、人格権の中でも生命・身体そのものを直接の保護法益とするのではない。また、深刻な施設の事故のリスクによる平穩な生活の喪失による権利侵害を主張しているのでもない。

命をつなぐ権利は、1万年から100万年以上という個人の生命をはるかに超えた宇宙的な時間にわたる著しい危険性の継続と、そのために必要となる処分と管理のための莫大なコスト、ならびに処分の立地場所や処分方法をめぐる激しい社会的紛争という巨大な負の要素を伴う高レベル放射性廃棄物を、自らの世代が後世に残すことによって次世代以降の将来の世代の生活を制約し、リスクを与え続ける加害者となることに対する精神的苦痛からの自由を保護法益とする。個人

の命を超えて持続可能な社会を次の世代に継承していくことは、命のつながりの中に自分の有限の命を位置付ける意味を持ち、私たちの人生の中核的な意味としての人格的幸福を構成する。だからこそ、将来世代に放射性廃棄物の負荷を背負わせ、その巨大なリスクとコストを負担させることは、原告らの幸福を追求する権利を侵害する。

と同時に、生態系を破壊しうる巨大なリスクとそれを防止するための莫大なコストを子や孫やその先の世代に残さないことは、世代間での公平を確保することが重要な課題である現代社会における我々が負う基本的な倫理でもある。にもかかわらず、その倫理に反する高レベル放射性廃棄物を蓄積し続け、不確実な方法で処分しようとすることは、原告ら宗教者の幸福追求権を侵害する。

3 幸福追求権の内容

(1) 個人史と命のつながり・社会の持続可能性

人は生まれ、育ち、学び、働き、家庭や社会集団を作り、老い、死ぬというライフサイクルを全うし、その中で自己実現することを幸福の1つの重要な指標とする。このような個人としての幸福追求のためには、幸福の実現が可能な集団的基盤としての自然環境・社会環境が形成され、維持されている必要がある。自己実現は社会の中で初めて可能となるからである。

しかし、社会の持続可能性は、個人の人生の間だけ続けばよいというものではない。自分自身の人生が終わりを告げるとき、私たちは後輩や子や孫など具体的につながりがある人はもちろんのこと、見知らぬ次世代が、自分たちが先の世代から継承し、価値を見出してきた有形・無形の文化資産を継承し発展させていくことを望む。将来の人類が少なくとも健康で文化的な最低限度の生活が保障され

た自然・社会基盤の中で、さらに将来に向かって命をつないでいくことができることを望む。そもそも自分の人生を全うできた社会基盤自体、私たちが父母、さらにそれ以前の先祖から引き継いだ文化、文明などを引き継いだものである。受け取ったものを最低でもそれと同じ状態、できればよりよいものとして後世に手渡していくことは、個人にとっても重要である。

こうして、私たちは、私たちは意識的無意識的に、人類の存続と文化の継承と人間の文明発展の長い歴史の中のほんの一瞬に自分が位置づけられること、つまり命のつながりの中でよき社会を承継していくことに人生の根本的な意味を見出している。つまり、命のつながりとそれを実現するための基盤としての社会の持続可能性が保障されていることは、個人にとってかけがえのない重要な人格的価値なのである。

(2) 人類史と命のつながり・持続可能性

地球46億年の歴史の中で、約39億年前に生命が誕生し、進化と絶滅を繰り返しながら、およそ20万年ほど前にホモサピエンスが枝分かれした。今日の私たちにつながるまでの「種の歴史」は、何億世代にもわたる個々の命のつながりの歴史でもある。命をつなぐことは生物のDNAに組み込まれた本質的営みである。

その中でも高度の知能を持つ人間にとって、命をつないでいくことは、前世代の知識と技術と制度を次の世代に引き継ぎ発展させる文明の歴史の形成であった。人類の集団的営為により、文明社会が維持され今日まで続いてきたし、今後もしも続いていこうという事は、個々には有限な命しか持たない私たちにとって、希望の源泉であり、個人および人類としての基本的価値を形成している。

ところが、今日人類および世界の持続可能性がさまざまな面から危機に瀕し

ている。気候変動、パンデミック、人口爆発と食糧危機など、人類の存続に向かって将来の世代が命をつなぐ自然基盤や社会基盤が重大な危機にさらされている。だからこそ、国連の持続可能な開発目標（SDGs）は、持続可能な発展（開発）のための世界中の国家、企業、個人の共通の目標として設定された。したがって、国家、企業、私人が、人類を含めた世界の持続可能性を大きく脅かすような自然の破壊をする場合、あるいは社会の壊滅につながるような人造的な巨大リスクの創出等をもたらす場合、その行為は、未来に向かってよりよき世界を引き渡していきたいという私たちの生きる希望、幸福そのものを大きく侵害するのである。

（3）ドゥームズデイ・シナリオと不妊のシナリオが示す「自己利益」

哲学者のサミュエル・シェフラーは、「死と後世」（Samuel Scheffler “Death and the Afterlife” Oxford University Press, 2013年）の中で、「もしある人が自分の死後30日たつと人類が滅亡すると知っているとしたら」というくドゥームズデイ（注；最後の審判の日）シナリオと「もし誰も早死にしないが今後地上に子どもが1人も生まれなくなるとしたら」というく不妊のシナリオをもとに、なぜ、未来世代に私たちは配慮すべきなのか、という問いに関する思考実験をしている。

シェフラーは、くドゥームズデイ・シナリオくの場合、「私たちは、自分が行っている多くの活動や経験にほとんど価値を見出せなくなるだろう。それらの意義は自分自身の死ではなく、人類の死滅によって失われる。この推測が正しいならば、人は自分の死後も人類が存続し続けることに価値を見出していることになる。それは自分自身の子孫に対する配慮とは別である。人は自分がいなくなったパーティが続くように、未来の人間社会も続き、自分もその一部に連なっていたいと望むのである。」と述べる。

シェフラーは、＜不妊のシナリオ＞の場合も、「＜ドゥームズデイ・シナリオ＞と同じように、人々は自分自身が早死にするわけでないからといって無関心ではいられず、社会の中でアパシーやアンニュイが蔓延するだろう。」「・・・自分を含めて、いま生きている誰もが遠くない将来死ぬということは何らカタストロフではないが＜不妊のシナリオ＞はカタストロフだということは、我々の利己性は誇張されがちであり限界を持っているという事実を意味する。＜不妊のシナリオ＞がカタストロフだという判断は、単に最後の世代の人々の生活状態への憂慮だけから来ているのでもない。彼らの生活が安楽なものだろうとしても、それはやはりカタストロフなのだ。」という（上記翻訳ないし要約は、森村進「未来世代に配慮すべきもう一つの理由」（宇佐美誠編著「気候正義 地球温暖化に立ち向かう規範理論」（勁草書房、2019年）87頁以下による。甲100）。

シェフラーの上記議論は、放射性廃棄物や気候変動問題に直接言及しているわけではない。しかし、私たちは自分の死後にも世の中が続くことに「価値」を見出していること、つまり私たちが未来世代が続くことを願っていることは、単に未来世代という「他人」のためだけではなく、未来世代が存在し健全な形で継続することが私たちの人格の根底にある幸福感を形成するという自己利益の保全にも依拠していることを示唆している（森村・87頁参照）。

法的には、ここでいう自己利益こそ、幸福追求権の中核にある人格的利益を意味している。

（4）将来世代への配慮という世代間倫理

私たちの将来世代への配慮の必要性は、自己利益のみならず、私たちの将来世代に対する倫理観や道義的責任からも根拠づけられる。

ハンス・ヨナスは「責任という原理—科学技術文明のための倫理学の試み」（1

979年、日本版は加藤尚武監訳、2010年、甲101)において、世代間倫理論とその後環境倫理論でテーマとされるようになった世代間公平を論じた。

ヨナスは、「汝の行為のもたらす因果的結果が、地球上で真に人間の名に値する生命が永続することと折り合うように、行為せよ。」否定形で表現すると、「こうした生命が将来も可能であることが、汝の行為がもたらす因果的結果によって破壊されないように、行為せよ。」「人類が地球上でいつまでも存続できる条件を危険にさらすな。」あるいは、再び肯定形を使えば、「汝が現在選択する際に、人間が未来も無傷であることを、汝の欲する対象に含み入れよ。」「われわれには、われわれ自身の生命を賭けることは許されても、人類全体の生命を賭けることは許されない。」(同22頁)との格律を定立した。

ヨナスは、「科学技術の可能な成果には、未来の人間の実在を丸ごと、あるいはその本質を丸ごと危機に陥れる可能性がある」(同66頁)ことを危惧したうえで、現在世代と未来世代との間での非対称性、世代間の不公平が存在することを前提に、現世代は未来の世代への持続可能性を損なうような危険な選択を行うべきではないという新しい倫理論を打ち立てた。

同様に、世代間倫理に関して加藤尚武は、「現代倫理学入門」(1997年、甲102)において、「現在の人間には未来の人間に対する義務があるか」という問いを立てたうえで、「関係の型は、バトンタッチの相互性—通時的相互性である。現在の世代は制裁「サンクション」を予期して、未来世代に責任を負うのではない。緑の地球を受け取ったのだから、緑の地球を返さなければならない。バトンタッチの関係の中に完全義務が成り立つ。地球を守ることは、未来の世代に与える恩恵ではない。現在の世代が背負う責務である。」(同218頁)として、我々は、将来世代に対する責務として、環境保全をしなければならないことを述べて

いる（なおドイツの脱原発政策が廃棄物を将来に残すことの倫理的問題を1つの根拠とすることについて甲9）。

（5）放射性廃棄物処分場と次世代への責任

実は次世代への倫理的責任は、放射性廃棄物に関する政策原理ともなっている。

「原子力の便益を享受した我々の世代は、これに伴って発生した放射性廃棄物の安全な処理・処分への取組に全力を尽くす責任を、未来の世代に対して負っている。」これはかつて「原子力政策大綱」（平成17年10月11日）に示された放射性廃棄物の処理・処分の考え方である。少なくとも法政策原理としては、原因者負担主義に基づき、①発生者責任の原則、②放射性廃棄物最小化の原則、③合理的な処理・処分の原則、④国民との相互理解に基づく実施の原則が掲げられている（なお直近では甲90参照）。

上記の基本的考えのもと、現在では、核燃料サイクルの費用は、原因者である電力事業者が負担することを前提に、各電力会社が使用済燃料再処理等実施法4条1項に基づき定められた拠出金を積み立て、そこから再処理費用やそこから生じる廃棄物の処分費用が賄われている。また、高レベル放射性廃棄物についても特定放射性廃棄物最終処分法11条1項に基づく拠出金を原子力発電環境整備機構（NUMO）に拠出する。なお、拠出金負担は結局のところ電力の原価に反映され、消費者の負担となる。

しかし、放射性廃棄物の原因者による処理責任が拠出金負担（しかも将来の費用増大に照らして適正な負担がどうかの問題がある）に切り替わったことで廃棄物の原因者負担主義が徹底されなくなった問題に加えて、この政策の内在的な根本問題は、ここでいう「放射性廃棄物の安全な処理・処分」という技術の信頼性が不確実であることにある（日本学術会議「回答 高レベル放射性廃棄物について」平成24年9月11日、甲103・13頁参照）。高レベル放射性廃棄物か

らの放射線は生物圏から徹底して遮断され隔離されなければならない。しかし、マントル上における地殻変動が不可避な中、深地層が数万年単位にわたり不変ではありえない。まして、プレート境界上で世界有数の火山列島、地震列島である日本において、数万年間「安定」した地層があるのか、その間環境影響をもたらさうる地下水からは確実に隔離できるのか、が問われる。さらに、深地層には二度と事実上取り出せない状態で密閉処分するのか、それとも将来世代に選択肢を残す意味で、いつでも取り出せる状態で「保管」するのかなど、処分の在り方の選択肢についても議論がある（暫定保管について上記日本学術会議回答・甲103・10頁参照）。そもそも何十万年も先にどうなるのか、実証のしようがない技術や方法に依拠して、「安全な処分」と言い切ることに、不確実なリスクの押し付けという本質的な世代間倫理上の問題がある。

しかも、最終処分場の受け入れ場所も原発が稼働してから半世紀にわたるにもかかわらず、いまだに決まらないし、今後、決まるかどうかもわからない。確かに2020年12月から、北海道寿都町および神恵内村が文献調査に応募して初めて文献調査手続が開始した。しかし、寿都町には地下断層があり、神恵内村に至っては、ほとんどの地域が火山の半径15km圏で、処分場の立地には不適とされている。さらに、寿都町の隣の島牧村は12月15日、村内への「核のごみ」の持ち込みを拒否する条例を可決した他、2000年制定の「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」で核廃棄物を「受け入れ難い」と宣言している北海道知事は、次の段階の概要調査に入る時に反対する意志を示している。文献調査に対しては最大20億円が交付されるが、その後の概要調査、精密調査については、寿都町長自身、前に進むかどうかは住民に判断してもらおうのが鉄則としており、先行きは極めて不透明である（甲104号証）。もともと過疎に苦し

む町村に対して巨額の補助金を目当てにして応募をさせる仕組み自体、上記④国民との相互理解に基づく実施の原則から乖離した、社会的格差を利用した新たな受苦圏への巨大リスクの押し付けである。

このような根本的問題が存在するにもかかわらず、もんじゅの廃炉ですでに破綻した核燃料サイクル政策のもと、再処理工場の稼働によってあえて高レベル放射性廃棄物を大量に生み出し、不確実な技術によって廃棄しようとしている。原子力の便益を享受した電力会社および消費者としての我々の世代は、問題を先送りし、より巨大化し続けるリスクとコストを未来の世代や過疎の町村に押し付けようとしている。

技術の不確実性、費用の不透明性、立地場所が今後も長期にわたって決まらないことからすれば、少なくともこれ以上放射性廃棄物を増やさないし、あえて大量に高レベル放射性廃棄物を作り出さないという厳格な総量管理を行うことが未来世代に対する最低限の責任である（日本学術会議回答・甲103・12頁参照）。そのような総量管理もないまま、核燃料サイクルのもとで高レベル放射性廃棄物を大量に生み出し処分することは、原告らが主張する将来世代に対する責任に矛盾する。

4 被告らによる命をつなぐ権利の侵害

(1) 処理能力を超えた危険な廃棄物を産み出すこと

3で述べた幸福追求権を内容とする原告らの主観的人格利益をいかにして被告らの行為が侵害するのか、以下、被告の高レベル放射性廃棄物を継続的に生み出す再処理行為の態様、性質について検討する。

本件再処理工場が生み出す高レベル放射性廃棄物は、ウラン燃料から電力と

いうエネルギーを取り出した後の使用済燃料から、さらに再利用するウランとプルトニウムを取り出す結果、必然的に産み出される。現在の世代がその便益を極限にまで追求して享受することと引き換えに、10万年以上という人類史そのものに匹敵するようなタイムスケールでの「生物圏」からの厳格な隔離という管理責任を要する「猛毒」が再処理によって残るのである。

前述したように、安全な「管理処分」というが、それは実証性を欠いた未完の技術にすぎない。被告らやその委託先は、高レベル放射性廃棄物を数十万年もの間、生物圏から隔離・隔絶して安全を保つ技術も場所も持ち合わせていない。要するに再処理工場の稼働とは、自らの責任では処理しえない猛毒を意図的に産み出し、その運命を未来の世代に委ねることに等しい。この行為は、自らの現在の技術では処理しえない、人類のみならず生物圏全体に超長期にわたり危険をもたらす高レベル放射性廃棄物を大量にあえて作り出しつつ、楽観主義に基づいてそれがいつかどこかで誰かによって「安全に処理されること」に賭けていると言ってよいだろう。

しかも、電力事業者や再処理を行う被告がそのための費用を十分に積み立て用意することは不可能である。なぜなら、再処理工場の費用が年々拡大を続け、安全基準の厳格化は今後も間違いなく進む中で、現時点で電気事業者が積み立てる費用を上回る再処理全体のコストの上昇に歯止めをかけられないからである。また、最終処分場の初期費用ですら、場所も技術も未定の中で真実いくらかかるかは不明である。まして数十年、数百年先ですら、将来起こり得るさまざまな事態に対する対処費用など予測しようもないからである。高レベル放射性廃棄物管理についての費用の相当部分は、将来世代が払ってくれる、払ってもらわなければならないということが再処理の事実上の前提になっている。

前述したハンス・ヨナスは、「遠く隔たったものに関する長期予知はすべて不確実であるという認識から出発」し、「影響が広範囲に及ぶ事柄—黙示録的な惨禍を引き起こす潜在性を備えた事柄—では、喜ばしい予知より不吉な予知のほうを重視しなければならないという規則」の必要性を訴えた。そのうえで科学技術の選択においては、科学技術に可能なある種の「実験」を禁止する原理として、「人間全体の实在や本質を賭金とすることが単に可能性にすぎないとしても、そうした危険を冒すことは許されないということである。その賭金を賭けて追い求める可能性がどんなに喜ばしいものであっても、そうした危険を冒すことは許されない。」と述べる（甲101）。

再処理における高レベル放射性廃棄物の産出は、いわば現在の子供たちから将来の世代までの安全で人間らしい生活を「賭金」として、自己の技術的・経済的処理能力をはるかに超える猛毒物の産出と処理を進めようとするものである。権利侵害の行為の態様・性質として、まずその危険性とギャンブル性に着目しなければならない。

（2）世代間不公平

被告は再処理により委託料を通じて利益を得る。また、新たに作られた核燃料（MOX燃料）により電力会社は電力を得る。その電気の消費者は電力エネルギーによる便益を受ける。しかし、再処理による電力というひと時の便益を産み出した残滓としての高レベル放射性廃棄物のリスクとコストと社会的紛争の種は、その便益を享受していない後世が引き受けることになる。ここでのエネルギーによる便益と廃棄物による負荷とはその帰属先を異にする。国や被告は、そこに核技術の承継と発展という将来世代にとっての便益を加えるだろうが、それもまた実証不能の便益にすぎないだけでなく、引き継がせる高レベル放射性廃棄物を含む

廃棄物処理や原子力発電施設の解体の課題の方が巨大である。ここで将来世代に負荷されるリスクは、社会における相互の支えあいによる受忍というレベルをはるかに超え、片面的で、かつ著しく巨大な負荷である。現世代のみが便益部分を先取りし、将来世代はその意思決定への参加無くしてリスクとコストの多くを引き受けさせられる。

被告の再処理行為は、かかる世代間の便益とリスク・コストの不均衡をもたらす著しい不公正を生み出す性質を持つ。

(3) 現世代における地域間の不公正

仮にいずれどこかの地域が高レベル放射性廃棄物の最終処分場を引き受けたとした場合、住民はそこに住み続けるかぎり、核廃棄物の輸送や処分のプロセスにおけるリスクや風評被害とつきあい続けなければならない。消費者と生産者の発電による利益と、処分場を引き受けた地域の人々の生活、生命、健康、日常、財産、人としての尊厳、生きる希望に関する犠牲とは、核廃棄物を受け入れることの対価としての経済的価値で償うことは到底できない。高レベル放射性廃棄物を受け取るまちが日々負担するリスクはあまりに大きく、それは固定化され、その地域から他の選択肢を奪っていく。

被告らの再処理は、このような地域間の時間的・空間的な著しい不公正を構造的に生み出し固定化し拡大する性質を持つ。

(4) 持続可能性を欠くこと

上記(1)～(3)の被告の侵害行為の態様・性質をまとめると、それは持続可能性を欠く行為であるとまとめることができる。

持続可能な発展(sustainable development)の主要な内容は、①生態系の保全など自然のキャパシティ内での資源の利用、②世代間の衡平、③南北間の衡平

である。

これを高レベル放射性廃棄物にあてはめれば、①被告が責任をとることができる限度（キャパシティ）をはるかに超える極めて危険な高レベル放射性廃棄物を作り出し、②世代間の衡平に著しく反し、③高レベル放射性廃棄物の処分地と大都会などの電力の消費地との間に著しい不公平を生み出すものである。つまり、被告の再処理工場の稼働自体が持続可能性を著しく欠いた将来世代に対して無責任な行為というべきである。

しかも、核燃料サイクルは実際にはサイクルとして全く成り立っていない点からも持続可能性を欠く。生み出した MOX 燃料の主たる使い道であった高速増殖炉もんじゅは廃炉となり、核燃料サイクルの中心ルートが遮断された。プルサーマルとして通常の原子力発電所での利用が一部されているものの、あえて高額な MOX 燃料を使う経済的意味は小さく、再稼働が進まない中で、MOX 燃料の需要も限定的である。何よりも MOX 燃料として使用した後の使用済 MOX 燃料の再サイクルは計画すらされていない。一度使用された MOX 燃料は通常の使用済燃料よりも高い崩壊熱を持ち続けるため、より長期間水冷をする必要があり、今後の廃炉時代にはその作業の大きな障害になりうる。しかも使用済 MOX 燃料を再使用する道が無い（使用済 MOX 燃料は、被告の再処理工場では扱えず、再々処理工場の具体的計画もない）、事実上の廃棄物としてさらに長期間行き場がないまま「保管」を続けるしかない。

他方で、安全保障上プルトニウムの拡散防止のため日本は現在保有している 47 トンを超えてプルトニウムを保有しないことを公約しており、再処理工場においては、プルサーマルで消費された以上のプルトニウムを生産することはできない。つまり、常に稼働能力を抑えなければならない。膨大な安全対策費用をつ

ぎ込みながら、実際には一度しか使えない高額の MOX 燃料を、国内で消費した分だけしか生産できず、しかし、その過程で 10 万年の保管を要する危険で膨大なコストのかかる高レベル放射性廃棄物を作り出す被告の事業は経済的な面からも事業としての持続可能性がない。

社会原理的にも技術的にも経済的にもこれほどまでに持続可能性のない事業により、被告は現在の国民はもとより、将来世代により大きなリスクとコストを押し付けている。

(5) 命をつなぐ権利の侵害

通常の場合、事業者が仮に持続不能な事業行ったとしても、事業者が最終的に破綻するだけのことであり、公害その他の不法行為が無い限り、周辺住民らに対する権利侵害はない。それでは、仮に事業の性質上、現在から将来の住民らに対して深刻な危害、しかも不可逆的な被害が生じる可能性があり、その管理のために今後巨大な対策費がかかりうるにもかかわらず、その対応が十分になされず将来に対応の大部分を委ねたまま、事業が開始されるとき、現在の住民らの生命に対する具体的危険がない以上、その事業は放置されざるを得ないのだろうか。一言でいえば、環境配慮義務と持続可能性を欠く事業によって、主たる重大リスクと経済的負担が次世代や将来の世代に傾斜して負担され、あるいは受益者とは異なる者が不公正に重大リスクや過大なコストを負担されるとき、そのような事業は現世代の市民の権利を一切侵害していないと言えるのか。

私たちはこのような場合に、加害行為たる再処理事業のリスクとコストの一端を引き受けている現世代に属する原告らが持つ命をつなぐ権利が侵害されていると主張するものである。

第一に、高レベル放射性廃棄物による自然や社会に対する巨大なリスクを、原

告らは現に受けており、原告らに続く現在生きているより若い世代の人々を経由して、現存しない将来の世代が順次確実にそのリスクを承継していくことを最初に指摘したい。原告らが現在背負っているリスクが、再処理工場の稼働によってより質的・量的により大きなものとなって、順次将来の世代に承継されていくことは、原告らが将来世代へと健全な形で命をつないでいく責任と希望を著しく損ない、原告らの幸福追求権が侵害される。原告らは、高レベル放射性廃棄物を日々生み出し、高レベル放射性廃棄物のリスクにおびえつつそれと共存していかなくてはならない社会を、次の世代に引き継いでいくことは、持続可能な社会と環境を引き継ぎたいという原告らの人格的使命感に反しており、その宗教的人格権を侵害される。

第二に、2004年の限定的な試算（総合資源エネルギー調査会電気事業分科会 コスト等検討小委員会「バックエンド事業全般にわたるコスト構造、原子力発電全体の収益性等の分析・評価」2004年1月23日、甲88）でも約19兆円ものコストがかかるとされた放射性廃棄物の再処理・核サイクル構築運営の巨大コストを、すでに原告らも一部負担している。それが確実に現存する世代、さらに将来世代へとより大きな負担となって承継されることは(甲89)、原告らが次世代へと命をつないでいくうえでの将来世代への配慮と責任感に抵触し、原告らの幸福追求権を侵害する。

第三に、核燃料サイクルのシステムとしての持続不能性、つまりシステムの著しい不合理性にも拘わらず、それを政策的に推し進める中でもたらされる、抑圧的な社会とその裏腹としての利益誘導、その結果生じる地域社会の分断は、特に原発立地地域で活動する原告らの宗教者としての苦悩を深め、原告らの幸福追求権を侵害する。地域社会における宗教活動を通じて、人と人をつなぎ、地域の伝

統も重んじながらその内発的な発展を通じ地域社会を将来の世代へと紡いでいく社会的基盤が、再処理に連動した地域社会の再分断によって失われるのである。

5 次世代の権利との関係

被告は命をつなぐ権利の権利性を否定し、それはまだ存在しない将来世代の権利を主張しているにすぎないと批判する。高松高決平成30年11月15日（判例時報2393・2394号383頁）は、命をつなぐ権利は別人格である将来世代の国民の人格権侵害を主張するものであり、法的な要保護性、権利性を否定している。

しかしながら、上述したとおり、命をつなぐ権利論は、これから将来に生まれる次世代を具体的な権利主体として想定し、その権利に対する侵害を原告らが将来世代を代理して主張しているのではない。現世代から順次次世代へとリスクとコストを無責任に押し付ける不合理なシステム・施設の構築が、原告らの人格権の中核にある幸福追求権を侵害していると主張しているのである。

また、本準備書面でいう次世代あるいは将来世代とは、必ずしも30年後、100年後に生まれる、まだ生まれておらず、したがって権利主体とはなっていない次世代だけを意味しているのではない。

再処理工場にはすでに高レベル放射性廃棄物が保管されており、原告ら現世代がすでにそのリスクを負っている。他方、コストについても、電気料金等を通じて再処理コストを現世代の国民が広く負担し始めている。将来世代の負担とは、すでに原告を含めた現世代で始まっている負担の承継と長期にわたる継続を意味するものである。

この点からも、原告らは、原告らと別人格でありいまだ存在しない将来世代の

権利侵害を想定してそれを代理主張しているのではなく、原告らの未来に対する基本的倫理・命をつないでいく幸福追求の自己利益という人格的利益への侵害を理由として本件訴訟を提起している。

6 最後に～原告ら宗教者における命をつなぐ思いについて

原告ら宗教者がさまざまな宗教や宗派を超えて本件訴訟の原告となっているのは、宗教活動の実践の中で、生と死、個々の命のかけがえのない尊さ、命が営む生活の愛おしさに日々向き合っているからである。

宗教ごとに神仏などの超越的存在や宗教的真理のとらえ方は異なるものの、原告ら宗教者は、個々の命の尊さを前提に、個々の命を超えた「命のつながり」に根本的な価値を見出している。一つ一つの命がつながり連続し円環している数珠つなぎの命の関係性に対する価値観を、原告らは共有している。「命のつながり」に対する宗教的価値観は、命の平等を前提に、同じ時代を生きる同胞間での慈愛、利他などの宗教的实践につながっている。さらには、時を超えた過去、今、そして未来へと連なる命のつながりは、その気の遠くなるような連続性の中に宿る宗教的真理への畏れと深い敬意を呼び起こす。また、永遠の中の一瞬にすぎない自己の命の尊さを愛おしむからこそ、命のつながりの中に、自分が今を生きている意味とそれぞれの宗教的使命を見出している。

原告ら宗教者は、本件施設の稼働により、数十万年にわたり管理を要する高レベル放射性廃棄物の生成・蓄積・処分を行うことは、現在および未来の人間の存続の在り方を包括的に危険にさらす、個々の人間として責任の取りようがない、畏れを知らない行為であると考え。この無謀な行為は、今を生きる原告らを含めた個々の命への危険をもたらすだけにとどまらず、原告らが宗教的価値をおく

「命のつながり」、つまり次の世代さらにはその次の世代が自己の生命を幸福に全うでき、さらにその次の世代に命を引き継いでいく社会的基盤を損ない、将来にわたる命のつながりを本質的に脅かすものとして、宗教者としての人格的価値が日々傷つけられていると感じているのである。

このように、未来の世代や特定の地域の住民の犠牲を前提に、現在の電力生産・販売者が利益を得ながら、再処理によって高レベル放射性廃棄物を日々生み出し、蓄積することは、原告らの倫理感や道義心に反し、その使命感、幸福感を大きく損なうものである。

原告らは、自分たちが引き継いだ地球環境を、同世代、次の世代さらにその先の世代が人として真っ当に幸福が追求できる状態で維持し、引き渡していく倫理的責任を負っていることを深く自覚し、次の坂村真民の詩（決定詩版）にその心情を託すものである。

『あとから来る者のために』

坂村 真民

あとから来る者のために

田畑を耕し

種を用意しておくのだ

山を

川を

海を

きれいにしておくのだ

ああ

あとから来る者のために

苦勞をし

我慢をし

みなそれぞれの力を傾けるのだ

あとからあとから続いてくる

あの可愛い者たちのために

みなそれぞれ自分にできる

なにかをしてゆくのだ

以上